

令和2年7月豪雨からの「坂本町復興講演会」実施業務仕様書

本仕様書は、八代市が、「令和2年7月豪雨からの「坂本町復興講演会」実施業務以下「本業務」という。）」の受託者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1 業務委託名

令和2年7月豪雨からの「坂本町復興講演会」実施業務

2 業務目的

令和2年7月豪雨から2年が経過し、被災された方々は未だもとの生活に戻れない方も多くおられる。令和2年7月豪雨災害を風化させることなく、被災者の皆様を応援することを目的とし、復旧復興の状況や活動事例の紹介、球磨川流域や坂本町の再生についての講演会等を開催するもの。

3 業務内容

(1) 講演会等の開催

ア 講演会等企画・立案・実施・運営

- ① 坂本町復旧復興に尽力いただいた方などによる講演会とすること。
八代市や球磨川流域出身の著名人の方や防災と災害の伝承活動をされている方等を交えるなど工夫すること。
- ② オンライン及び対面形式での開催とする。
- ③ オンライン形式の場合は、パソコン操作やオンラインに抵抗がある参加者でも参加しやすい企画とすること。
- ④ 対面形式の場合は、国や県等の最新の指針に照らし、新型コロナウイルス感染防止対策を十分に講ずること。
- ⑥ 地域の魅力をよりPRできる時期や内容を提案すること。

イ 広告宣伝

ホームページ、チラシ、SNS等を活用し、効果的な情報発信を行うこと。

ウ 参加者の募集案内及び問い合わせ対応等の事務

- ① 募集・申込受付
参加者の募集を行い、申込受付を行うこと。
最終参加予定人数等について八代市に報告すること。
- ② 問合せ対応
参加者からの問い合わせに対応すること。

③ 対象者、人数

八代市民をはじめとした、一般市民250名程度。

④ 実施日程

契約日から令和5年3月上旬までの期間で設定すること。

⑤ 実施回数

1回以上開催するものとする。

エ 記録映像の作成及び運営

① 行政及び報道機関、被災者の方々が保管する画像・映像の収集及び編集を行うこと。

② 作成した記録映像は、講演会当日や広報宣伝に活用すること。

オ 効果検証の実施

講演会等を実施後に参加者へのアンケートを実施すること。アンケート実施にあたり八代市と協議を行うこと。

4 履行期間

契約締結日から令和5年3月10日（金）まで

5 成果品等

本業務完了報告書 1部及びデータ一式

（内容）講演会等資料、広報資料、現場写真、アンケートのとりまとめ、打合せ記録、その他関係資料

6 再委託の制限等

(1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に八代市に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

7 その他

(1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、企画案等に基づき、八代市と打ち合わせを行い、誠意をもって業務に遂行するものとする。

(2) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(3) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、八代市及び受託者が協議のうえ定めるものとする。 以上